

あいグループホームどんぐり 運営規定 (予防) 指定認知症対応型共同生活介護

(事業目的)

第1条 社会医療法人河北医療財団が開設する認知症対応型共同生活介護事業「あいグループホームどんぐり」(以下「事業所」という。)が行う、指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営の確保をするために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等が要介護状態にある認知症高齢者の入居に対し、適切な共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業は、介護認定を受け認知症の状態にある方を共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上のお世話および機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じた自立して、安心と尊厳のある日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供する。

- 2 本事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 前2項の他、関係法令等遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 社会医療法人河北医療財団
あいグループホームどんぐり
- (2) 所在地 東京都多摩市聖ヶ丘2丁目21-2
ゆいま〜る聖ヶ丘C棟1階

(事業所の入居定員)

第4条 事業所の入居定員は1ユニット9名、2ユニット18名とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(兼務)

管理者は、事業所の業務管理及び職員等の管理を一元的に行う。

- (2) 計画作成担当者 2名以上(兼務 内1名が介護支援専門員)

計画作成担当者は、それぞれの利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成する。

また、連携する各種福祉事業、医療機関との連絡、調整を行う。

- (3) 介護従業者

夜間及び深夜の時間帯を除き、利用者の数が3又はその端数を増すごとに、常勤換算方法で1以上を配置。介護従業者は、介護計画に基づき、認知症対応型共同生活介護を提供する。

(入居条件)

第6条 本事業の対象者は、次の各項を満たす者とする。

- ① 多摩市の介護保険被保険者であること。
- ② 要介護または要支援2の認定を受け、かつ医師より認知症の診断を受けていること。
- ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にないこと
- ④ 支援によりグループホームの生活が適切なこと
- ⑤ 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ⑥ 自傷他害の恐れがないこと。
- ⑦ 常時医療機関において治療の必要のないこと。
- ⑧ 他の利用者に伝染する疾患のないこと。

(退居条件)

第7条 利用者が次の各項に該当する場合は、退居していただくものとする。

- ① 要介護の認定更新において、自立もしくは要支援1と認定された場合。
 - ② 利用者が死亡、もしくは被保険者資格を喪失した場合。
 - ③ 利用者がなんらかの理由により、第6条を満たさなくなった場合、
 - ④ 利用者が入院し1か月以上の入院が見込まれた場合または1か月を経過しても退院できない場合
 - ⑤ 利用者が他の介護施設等への入居が確定したとき。
 - ⑥ 利用者及び代理人が、正当な理由なく利用料その他の支払うべき費用を2ヶ月滞納し、支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合。
 - ⑦ 伝染性疾患により、他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ本人の退居の必要があるとき。
 - ⑧ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ本人に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと管理者が判断したとき。
 - ⑨ 利用者または利用者代理人等が故意に法令その他別途契約する利用契約に違反し、改善の見込みがないとき。
 - ⑩ 支払い金額に契約時と著しい変更が行われたとき
- 2 退居に際しては、利用者及び代理人、家族の意向を踏まえたうえで、他のサービス提供機関等と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うこととする。

(提供方法)

第8条 (予防) 指定認知症対応型共同生活介護の内容は、利用者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき関係機関、家族とともに必要なサービス提供に努めるものとする。

- ① 利用者の認知度を勘案し、身の回りの介護支援や日常生活上では行うことが困難であることの支援を行う。
- ② 利用者が、それぞれの役割を持つことにより達成感や満足感を得られるように支援をしていく。
- ③ 利用者自身の意思を尊重し、充実した生活が送れるように支援していく。
- ④ 認知症であり精神的安定が保てることが困難であっても、行動制限と身体拘束を行わない。

⑤ 利用者の必要に応じた相談、援助を行う。

⑥ 地域性を鑑み住民との連携を図り春夏秋冬にちなんだ行事を通して、親睦を図っていけるように利用者へのサービスを行っていく。

いずれも、職員による見守りや促し、誘いかけなどにより、利用者が主体となってその有する能力を最大限活用できる形で進めるものとする。

(介護計画の作成)

第9条 (予防) 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に(予防)指定認知症対応型共同生活介護(以下介護計画)を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び代理人、家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対して、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況について評価を行う。

(利用料その他の費用の額)

第10条 本事業が提供する利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。詳細は料金表のとおりとする。

2 その他の費用と徴収方法

その他日常生活において必要となる費用で、利用者が負担することが適正と判断されるものについては、別に実費料金の支払いを受ける。

- ・医療に関する費用
- ・理美容料金
- ・おむつ等の使用分
- ・個人的に使用する日用品(リネン類、衣類、化粧品、口腔ケア用品等)
- ・個人的に使用する医療品
- ・個人的に使用する介護用品
- ・個人的に使用する新聞、雑誌などの購読料
- ・レクリエーション費(材料費、交通費、入場料等)
- ・複写物の交付
- ・その他、上記に含まれない個人のために使用する物品等

3 月の途中における入退去については、入退去日を含めた利用日数分での日割り計算により、清算する。

4 外泊等の場合の食事代は、欠食分として減算する。ただし、家賃、共益費、光熱水費については定額での請求とする。入院の場合、光熱水費は日割り計算とする。

5 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、原則的に銀行口座からの自動口座振替により、指定期日までに受けるものとする。

(衛生管理)

第11条 事業所は、(予防)指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品の清潔

を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように定期的な委員会を開催するとともに、従業員に周知徹底を図る。また、指針を作成し従業員に対して衛生管理、感染症等についての知識、技術を高めるよう研修を行い、随時指導を行う。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 従業員は、サービスの提供を行っているときに心身の状態に異変その他緊急事態が発生した場合には、代理人等あらかじめ届けられた連絡先に速やかに連絡するとともに、事業者の判断対応で主治医、協力医療機関と連携をとり、適切な対応を図るものとする。また、必要に応じて救急搬送等の措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により受診が必要な事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 非常災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路および協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 事業者は非常災害等に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練を行う。

(協力医療機関等)

- 第13条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。
- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
 - 一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - 二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - 3 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

(苦情処理)

第14条 事業所の利用に係る利用者の苦情に対して適切に解決するための体制として、次の通り対応する。

(1) 対象とする苦情の範囲

- ① 事業所のサービス内容に関する事項
- ② 当事業所の利用契約の締結および履行に関する事項

(2) 苦情申出者の範囲

利用者本人、代理人、家族等

(3) 苦情解決体制

- ① 苦情解決責任者 あいグループホームどんぐり 管理者
- ② 苦情受付担当者 あいグループホームどんぐり 管理者

(個人情報保護)

第15条 事業所では、利用者の個人情報に取り扱う際には個人情報保護方針の下、その利用目的を限定し、あらかじめ利用者および代理人、家族の同意を得ることとする。

(虐待に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のための、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修(年2回以上)を実施する。また、虐待防止のための指針を作成し、委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(身体拘束に関する事項)

第17条 事業所は身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行わない体制を整備し、従業員に対し研修(年2回以上)を実施する。やむを得ず身体拘束を行う場合にはその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録する。また、適正化を図るための指針を作成し、委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(ハラスメント防止に関する事項)

第18条 事業所は、職場において行われる優越的関係を背景とした言動、性的な言動、過大な要求等、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための指針を作成し必要な措置を講ずるものとする。

(従業員への研修)

第19条 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 法人内研修(新入職者研・通年中堅者・各役職者・コンプライアンス・ハラスメント等)
 - ② 部署内研修(介護保険・身体拘束虐待防止・感染対策・個人情報保護等)
 - ③ 事業所内研修(介護保険・身体拘束虐待防止・事故防止・感染・個人情報保護・看取り等)
 - ④ 東京都主催認知症介護基礎研修
 - ⑤ 東京都主催認知症介護実践者研修
 - ⑥ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度アセッサー講習
 - ⑦ 介護福祉士実習指導者講習会
 - ⑧ 介護職員等喀痰吸引研修
- その他の外部研修

(損害賠償)

第20条 利用者に対する介護サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 事業者は前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(業務継続計画の策定等)

- 第21条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（予防）指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる
- 2 事業所は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（運営推進会議）

- 第22条 事業所は、周辺地域との相互理解を深め、地域に開かれ、地域と支えあうグループホームとなるために利用者、利用者の家族、事業所の所在する市町村の職員、地域住民の代表等により構成される運営推進会議を設置する。
- 2 事業所は2ヶ月に1回運営推進会議を開催し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

（その他の運営についての重要事項）

- 第23条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人河北財団と事業の管理者との協議に基づき定めるものとする。

- 附則 この規程は、2016年12月1日から施行する
- 2018年4月1日から施行する
- 2020年4月1日から施行する
- 2022年12月1日から施行する
- 2023年4月1日から施行する
- 2024年4月1日から施行する